

【「休業要請外支援金」について】

「休業要請支援金」支援対象外の事業者様で、自主休業や外出自粛等に伴う売上減少等で経営に深刻な影響が生じている事業者様に、家賃などの固定費を支援し、事業継続を支援するため、「休業要請『外』支援金」を立ち上げました。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/kyuugyouyouseigai/index.html>

また、お問い合わせ先として専用コールセンターを設けております。

【休業要請外支援金コールセンター】

開設時間：午前9時から午後7時まで（土曜日、日曜日を含む毎日）

ただし、6月28日からは午前10時から午後5時まで

（平日、土曜日のみ）

電話番号：0570-200-308

【「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」について】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする支援金を支給します。詳細は、下記リンク先をご参照ください（随時、情報を更新しております）。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>

（下記英語 HP）

<http://www.pref.osaka.lg.jp.e.agb.hp.transer.com/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>

【新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている中小企業者の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症の発生により、中小企業・小規模事業者の事業活動への影響の拡大が懸念されることから、経営相談窓口の設置や緊急融資制度の取扱いを開始しました。その他、経済産業省や厚生労働省の取組み等について情報提供しています。詳細は下記リンク先をご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/corona/index.html>

・新型コロナウイルス感染症に関する各種支援のご紹介

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/37421/00000000/ichiran.pdf>

※新型コロナウイルス感染症のお知らせ日本政府は、新型コロナウイルス感染症について、5月6日まで、全ての都道府県に、緊急事態の発生を宣言しています。これを受けて、大阪府では、緊急事態の措置を行っており、施設の使用制限もお願いしています。内容は下記リンク先をご参照ください（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・朝鮮語の資料も掲載しています）。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/coronavirus/index.html>